

# 目 次

会期日程表 .....	1
第 1 号 (4月26日)	
開会、閉会の日時 .....	3
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	3
事務局出席者 .....	3
議事日程 .....	4
追加議事日程 .....	4
開会及び開議の宣告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	5
承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	8
承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	9
承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	10
議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	11
報告第3号の上程、報告 .....	12
日程の追加 .....	13
議案第21号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	13
閉会の宣告 .....	14
署名議員 .....	15

令和6年第3回臨時会会議録  
(会期日程表)

開会 令和6年4月26日  
会期 1日間  
閉会 令和6年4月26日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
4月26日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明・報告1件 承認第1号～第4号質疑、付託省略(即決) 議案第21号質疑、経済建設常任委員会付託
		委員会	午前10時30分	議案第21号経済建設常任委員会(説明～採決)
		本会議	午前11時30分	議案第21号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

# 令和6年第3回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和6年4月26日

## 1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和6年4月26日 午前10時00分)

閉 会 (令和6年4月26日 午前11時05分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員	宮 城 貢	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	宮 城 良 治	7 番議員	新 崎 悟 一
3 番議員	大 城 邦 彦	8 番議員	吉 浜 覚
4 番議員	大 山 美佐子	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 美和子	10 番議員	大 城 佐 一

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	副 村 長	宮 城 豊
総 務 課 長	真喜志 亮		
財 務 課 長	前 田 佳 政		
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	知 念 和 史	主 任	宮 城 宏 幸
---------	---------	-----	---------

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
5	承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
6	承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
7	承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
8	議案 第21号	令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更について	提案説明 質疑～付託
9	報告 第3号	専決処分の報告について（令和5年度村営屋古団地改修工事の変更契約）	報告

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第21号	令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。  
ただいまから令和6年第3回大宜味村議会臨時会を開会します。  
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 大山美佐子議員及び5番 宮城美和子議員を指名します。
- 

### ◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
- 

### ◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。  
これで諸般の報告を終わります。
- 

### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長（友寄景善） おはようございます。令和6年第3回臨時会を招集しましたところ、全議員出席の下開催されますことに感謝申し上げます。

それでは提案させていただきます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年4月26日提出

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

（前田佳政財務課長 登壇）

○ 財務課長（前田佳政） それでは、私のほうから補足して説明いたします。

今回の改正は大きく2つの内容となっています。1つ目は個人住民税関係、2つ目は固定資産税関係でございます。

改正内容について新旧対照表で説明いたします。なお、適用条項の改正による条文の整理等、字句の削除、修正は省略させていただきます。

まず、個人住民税関係から御説明します。説明資料2ページをお開き下さい。

第34条の7の改正ですが、公益信託の見直しにより、公益信託の信託財産とするために支出された寄附金を寄附金税額控除対象とする改正であります。

関連して、附則第4条の2及び別表第1についても改正を行っています。

施行期日は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日となります。

第51条の改正については、村民税の減免について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると村長が認めた場合は、職権による減免を可能とする規定を追加する改正となっています。

施行期日は、令和6年4月1日となります。

説明資料5ページをお開きください。

附則第5条の2の改正については、令和6年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について生じた損失の金額を令和6年度分の個人村民税の雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける改正となっています。

関連して、附則第6条についても改正を行っています。

施行期日は、令和6年4月1日となります。

説明資料6ページをお開きください。

附則第7条の5の改正は、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定を新設する改正となっています。

関連して、附則第7条の6から8、附則第8条、附則第16条の3から4、附則第17条から20条、附則第20条の2から3についても改正を行っております。

施行期日は、令和6年4月1日となります。

次に固定資産税関係について説明します。資料は戻っていただき4ページをお開きください。

第71条の改正については、村民税と同様の要件で、固定資産税の減免についても、職権による減免を可能とする規定を追加する改正となっています。

関連して、第139条の3についても改正を行っております。

施行期日は、令和6年4月1日となります。

続いて、説明資料の15ページをお開きください。

附則第10条の2の改正については、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備についてわがまち特例の割合を定める規定を新設する改正であります。

なお、減額割合は参酌基準の7分の6を採用しています。

また、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出のための課税標準の特例措置についても規定を新設しております。減額割合は参酌基準の2分の1を採用しております。併せて法附則の項ずれに対応するため引用条項の改正を行っております。

施行期日は、令和6年4月1日となります。

資料16ページをお開きください。

附則第10条の3の改正は、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設する改正となります。併せて施行規則の項ずれに対応するため引用条項の改正を行っております。

施行期日は、令和6年4月1日となります。

説明資料18ページをお開きください。

附則第11条の改正は、固定資産税の土地に係る特例措置について、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置を継続する改正となります。

関連して、附則第11条の2、附則第12条から13条、附則第15条についても改正を行っております。

施行期日は、令和6年4月1日となります。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願ひます。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願ひます。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第1号については、承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和6年4月26日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

（宮城 敦住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 敦） それでは、承認第2号について補足説明いたします。

今回、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としたところでございます。そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めようとするものです。

説明資料を見ていただきながら説明したいと思います。説明資料は28ページから29ページとなります。今回の条例の主な改正点は2点ございます。

1点目の改正は、課税限度額の見直しです。第2条第3項ただし書中の後期高齢者支援金等課税額の限度額及び第23条第1項中の後期高齢者支援金等課税額の限度額を「22万円」から「24万円」に引き上げる改定となります。

2点目につきましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の見直しです。第23条第1項第2号中の、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を「29万円」から「29万5,000円」に、同条第1項第3号中の、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を「53万5,000円」から「54万5,000円」に引き上げる改定となります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）



○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第2号については、承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和6年4月26日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

（花田義徳建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（花田義徳） それでは、私のほうから補足して説明いたします。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和5年5月26日に公布されており、同法律で、水道法の一部が改正され、令和6年4月1日から水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることに伴い、大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する必要がありました。

しかし、大変申し訳ありませんが、この情報を見落としており、令和6年3月25日に気がついて議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行っております。

今後は、このようなことがないように情報確認を強化していきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） お伺いしておきたいと思います。

この専決処分書の中で、令和6年4月1日から水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されるということなのですが、環境省の文面は何も出てこないのですが、環境省との関連はどうなっていますか。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 質疑にお答えします。

環境省の関係の部分は水質関係になります。この条文にはきれいには書かれていませんが、実際に環境省のほうに移管されているのは水質関係となっております。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第3号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第3号については、承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年4月26日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

（花田義徳建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（花田義徳） それでは、私のほうから補足して説明いたします。

承認第3号と同じで、大変申し訳ありませんが、情報を見落としており、令和6年3月25日に気がついております。議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行っております。

今後は、このようなことがないよう情報確認を強化していきたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第4号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第4号については、承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第8 議案第21号 令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第21号 令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更について

令和5年9月22日締結した令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について、下記のと

おり増額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 既契約金額 金9,570万円
- 2 増 額 金649万3,300円
- 3 合計変更契約金額 金1億219万3,300円

令和6年4月26日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

擁壁工、排水工等の数量変更に伴い増額変更の必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

今回の請負契約金額の増額については、説明資料に変更箇所対照表等を添付しております。

なお、詳しい内容につきましては、委員会において担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号 令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更については、経済建設常任委員会に付託します。

---

◎報告第3号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第9 報告第3号 専決処分の報告について（令和5年度村営屋古団地改修工事の変更契約）を議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 報告第3号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月26日提出

大宜味村長 友寄景善

報告第3号は、令和5年度村営屋古団地改修工事の最終の変更契約でございます。

なお、別紙の専決処分書に詳細が記載されていますので御参照ください。

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

---

○ 議長（大城佐一） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時28分）

---

- 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

---

◎日程の追加

- 議長（大城佐一） ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第21号 令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第21号を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第21号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

◎議案第21号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（大城佐一） 追加日程第1 議案第21号 令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第52号

令和6年4月26日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮城 良治

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第21号	令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更について	可決 全会一致

（宮城良治経済建設常任委員会委員長 登壇）

- 経済建設常任委員会委員長（宮城良治） ただいま議題となりました議案第21号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び建設環境課長の出席を求め、本日午前10時30分から審査をいたしました。

議案第21号 令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更について説明します。

本件の目的は、令和5年度第7回大宜味村議会で議決を経て締結した契約の変更契約（第3回）となっています。主な変更工種は、擁壁工・排水工等の数量変更に伴うものです。

原契約額に対する変更増額は649万3,300円で、合計変更契約金額は1億219万3,300円となっています。議案第21号について、質疑、討論はなく、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第21号 令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第21号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○ 議長（大城佐一） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○ 議長（大城佐一） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回大宜味村議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午前11時05分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員